

令和8年度 第1回 市有地売却のご案内

【入札後資格確認型一般競争入札】

入札日 令和8年10月21日(水)



この募集案内の内容や物件の写真は、広島市ホームページ内「広島市有地売却・貸付のご案内」に掲載しています。
また、各種必要書類もこのホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

広島市役所 財政局 管財課（市役所本庁舎9階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2320(直通)
FAX 082-504-2081

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

広島市有地売却

検索



目 次

《一般競争入札》

	ページ
売却物件一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
売却物件位置図・・・・・・・・・・・・・・・・	2

【物件説明書】・・・・・・・・・・・・・・・・	3
-------------------------	---

【入札後資格確認型一般競争入札実施要領】

1 売却物件及び最低売却価格（予定価格）等・・・・・・・・	8
2 入札参加者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3 入札参加に当たっての留意事項・・・・・・・・	9
4 入札・開札の日時・場所・・・・・・・・	9
5 入札保証金・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6 入札方法・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7 入札保証金の返還等・・・・・・・・	10
8 落札候補者（契約予定者）の決定・・・・・・・・	11
9 資格確認・・・・・・・・・・・・・・・・	11
10 売買契約の締結・・・・・・・・	12
11 落札者が売買契約を締結しないとき・・・・・・・・	12
12 売買代金の支払い・・・・・・・・	12
13 所有権の移転・物件の引渡し・・・・・・・・	12
14 契約上の主な特約・・・・・・・・	13
15 その他・・・・・・・・	13
16 先着順による売却（常時公募売却）・・・・・・・・	13
17 入札の際に必要な書類等・・・・・・・・	14
18 入札の事例・・・・・・・・	14
19 入札会場案内図等・・・・・・・・	15
土地売買契約書（見本）・・・・・・・・	16

【入札に必要な書類】

○ 入札に必要な書類の記入例・・・・・・・・	20
1 記入例 入札保証金納書（第1号様式）・・・・・・・・	21
2 記入例 入札書（第2号様式）・・・・・・・・	23
3 記入例 使用印鑑届（第3号様式）・・・・・・・・	25
4 記入例 委任状（第4号様式）・・・・・・・・	26
5 記入例 資格確認審査辞退届（第5号様式）・・・・・・・・	27
6 記入例 口座振替依頼票・・・・・・・・	29
○ 入札に必要な書類（様式集）・・・・・・・・	30
1 入札保証金納書（第1号様式）・・・・・・・・	31
2 入札書（第2号様式）・・・・・・・・	32
3 使用印鑑届（第3号様式）・・・・・・・・	33
4 委任状（第4号様式）・・・・・・・・	34
5 資格確認審査辞退届（第5号様式）・・・・・・・・	35
6 口座振替依頼票・・・・・・・・	36

売 却 物 件 一 覧 表

- ※1 単価及び坪面積は、計算により割り出した値です。
 ※2 各物件の詳細については、物件説明書をご覧ください。

売却担当課： 財政局管財課（電話082-504-2320）

入札日：令和8年10月21日（水）

物件 番号	所 在 地 （地番）		面 積 （㎡）	用途地域	最低売却価格 （予定価格）	単価 1㎡当たり	物 件 説明書 ページ	入 札 日 時			入 札 保証金
			<坪>			<1坪当たり>					
1	佐伯区五日市一丁目	230番4外 1筆	64.98㎡	第一種住居地域	万円	約11.70万円	P4 ・ 5	10月 21日	水	9:30	定額 5万円
			<19.65坪>		760	<約38.68万円>					

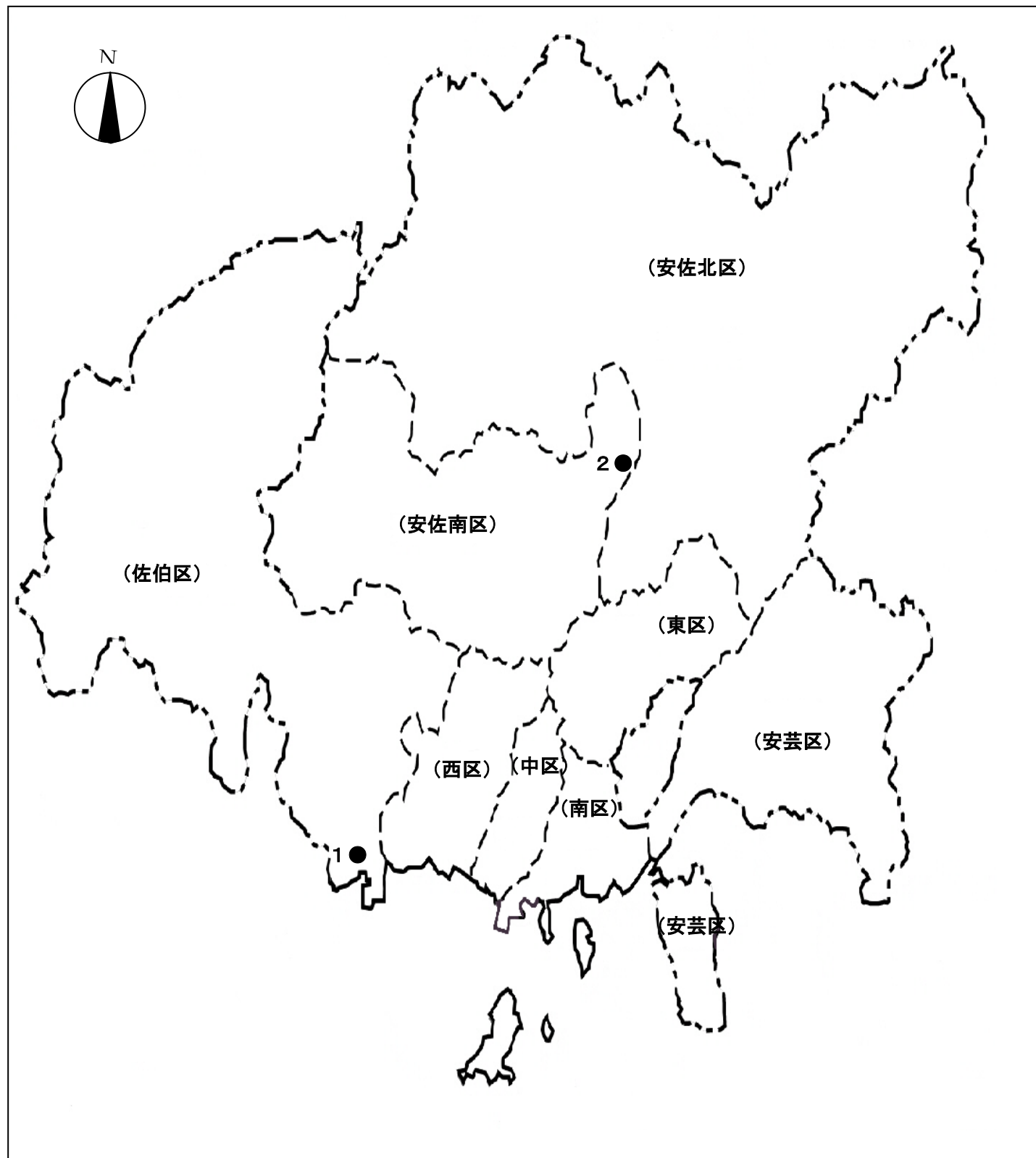
売却担当課： 水道局技術部調整課（電話 082-511-6842）

入札日：令和8年10月21日（水）

物件 番号	所 在 地 （地番）		面 積 （㎡）	用途地域	最低売却価格 （予定価格）	単価 1㎡当たり	物 件 説明書 ページ	入 札 日 時			入 札 保証金
			<坪>			<1坪当たり>					
2	安佐南区八木九丁目	4173番	333.42㎡	第二種中高層 住居専用地域	万円	約3.83万円	P6 ・ 7	10月 21日	水	10:30	定額 5万円
			<100.85坪>		1,274	<約12.64万円>					

売却物件位置図

※表示の数字は、物件番号を表します。



物 件 説 明 書

〔物件の確認について〕

- 1 この物件説明書は、ご購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。
- 2 物件は現況のままで引き渡します（図面と現況が相違している場合現況が優先します。）。
- 3 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等の地上・地下・空中工作物の補修・撤去などは広島市では行いません。また、それらの撤去等が必要となった場合、その費用は、原則ご購入者の負担となります。
- 4 上下水道、電気及び都市ガスなど既存の埋設管等の補修や敷地内への引き込みを要する場合がありますが、広島市では補修や引き込み工事、これらに必要な費用の負担、供給処理施設の負担金の支払いなどを行いません。
- 5 事前に関係する供給処理施設の管理者に対して、お問い合わせをお願いいたします。
- 6 必ず事前に現地を確認してください。物件には看板を設置しています。
- 7 現地の確認をされるときは、周辺の迷惑とならないよう十分留意してください。
- 8 物件によっては、宅盤と接面道路に高低差がありますので注意してください。

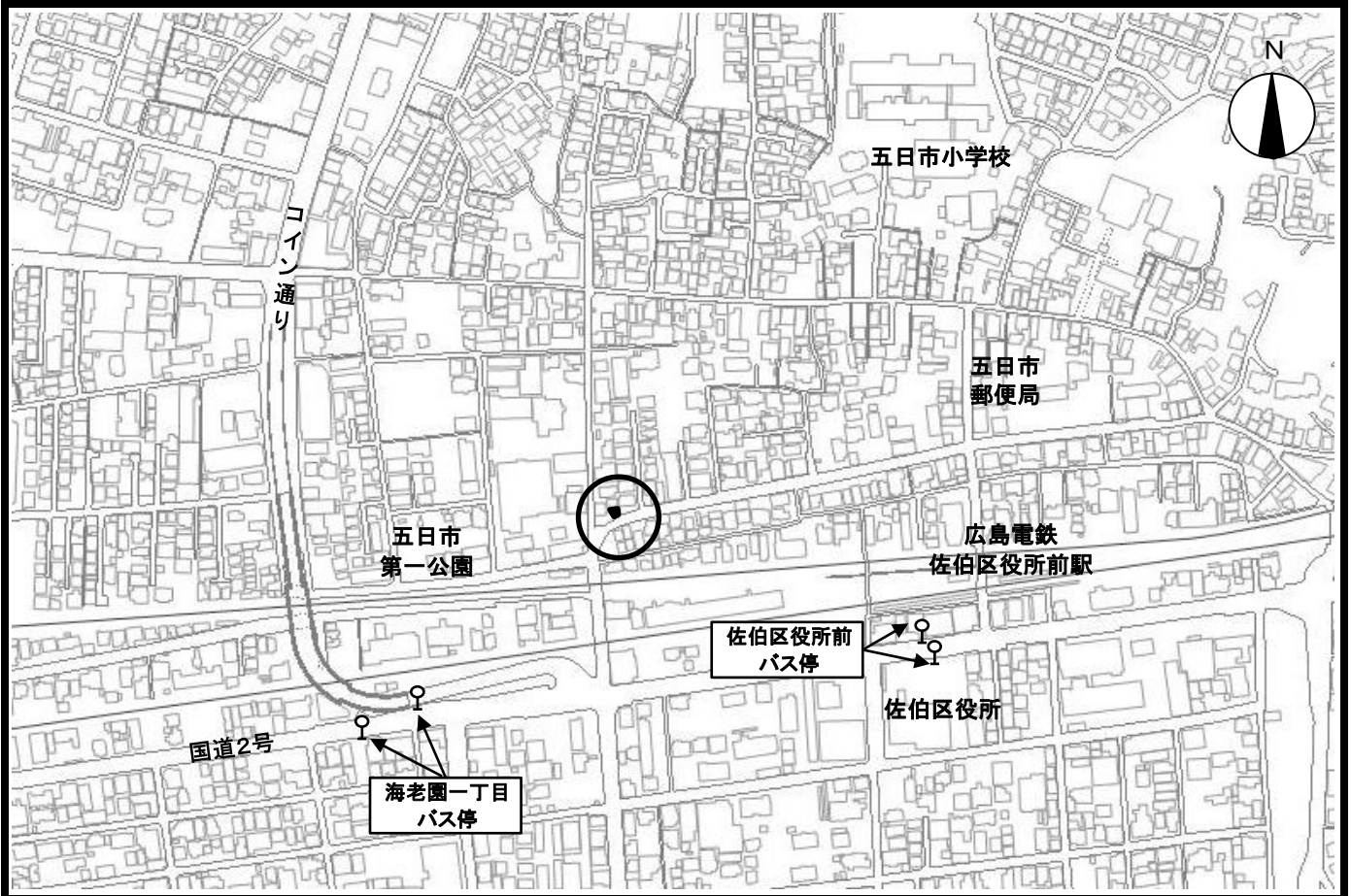
物件番号 1

所在地（地番）	広島市佐伯区五日市一丁目230番4外1筆（住居表示5番街区）				
最低売却価格 （予定価格）	760 万円（約 11.70 万円／㎡ <約 38.68 万円／坪>）				
現況地目	宅地	実測地積	64.98㎡ <19.65 坪>		
用途地域	第一種住居地域	建ぺい率	60%	容積率	200%
その他制限	・宅地造成等工事規制区域 ・都市機能誘導区域（地域拠点型） ・居住誘導区域				
供給処 理状況	電 気	可 ・ 不可	都市ガス	可 ・ 不可	
	上水道	可 ・ 不可	下水道	可 ・ 不可	
交通機関	バス	海老園一丁目バス停 約 280 m 徒歩 4 分			
公共機 関 までの距離 （直線距離）	区役所	南東方 約 0.2 km	郵便局	北東方 約 0.3 km	
	小学校	北東方 約 0.3 km	中学校	北方 約 1.2 km	
参 考 事 項	①本物件は、都心部の西約9.5kmに位置し、周辺は戸建住宅や共同住宅などが混在する地域です。 ②北側隣接地の建物の一部（雨樋）が本物件に越境しており、越境物の確認及び撤去について、隣接地所有者と覚書を交わしています。 ③東側隣接地との境界上に共有の構造物（側溝）があり、撤去、改修等について、隣接地所有者と覚書を交わしています。 ④敷地内に中国電力株式会社の電柱があります。 ⑤南側の一部が洪水浸水想定（計画規模）0.5m未満の区域（八幡川）及び津波浸水想定0.01m以上0.3m未満の区域にあります。				

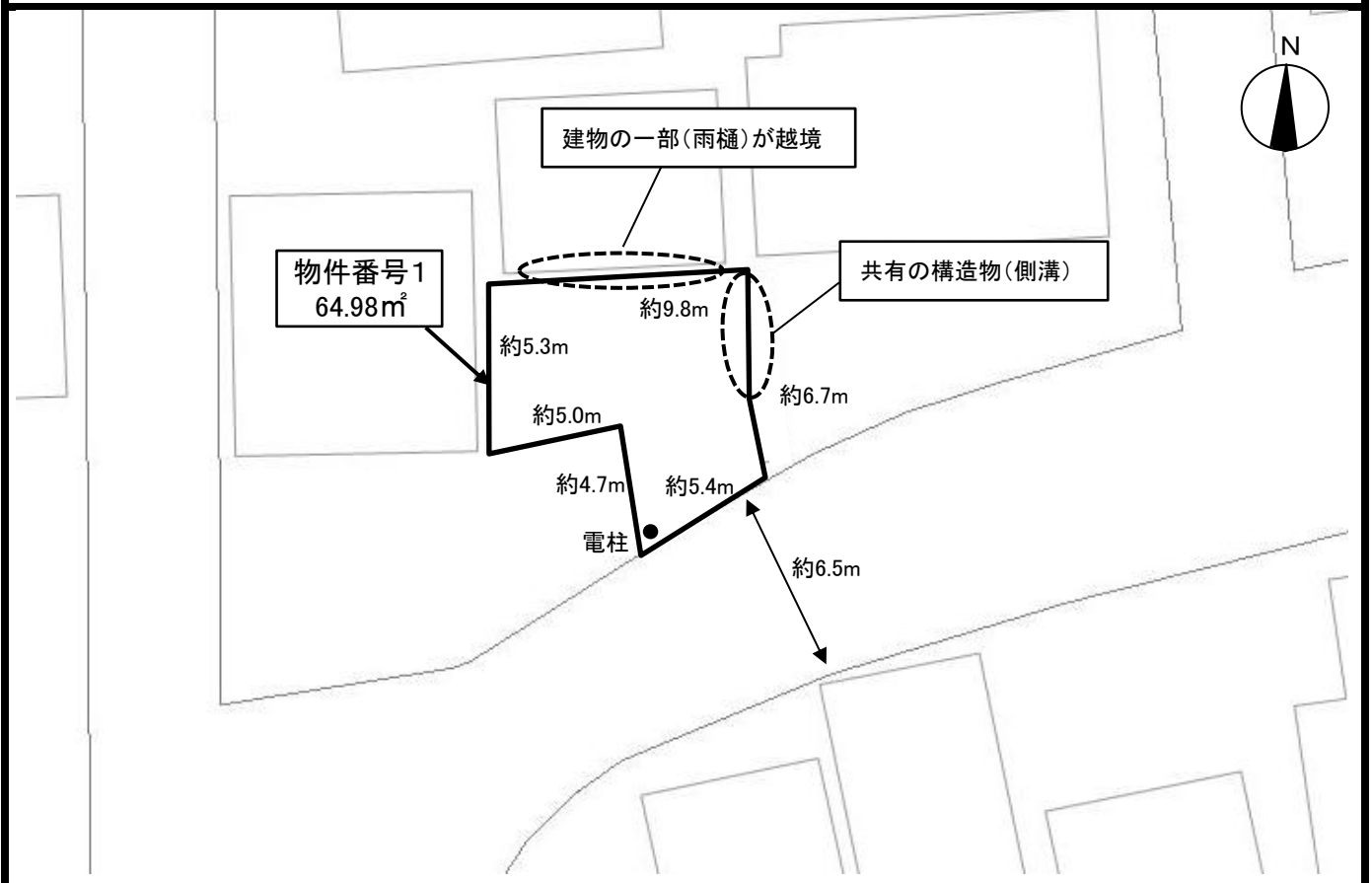
※ 単価及び坪面積は、計算により割り出した値です。

問い合わせ先	財政局管財課跡施設管理担当 直通電話 082-504-2320
--------	---------------------------------

案内図



明細図



物件番号 2

所在地（地番）	広島市安佐南区八木九丁目4173番					（住居表示31番街区）		
最低売却価格 （予定価格）	1,274 万円						（約 3.83 万円／㎡　〈約 12.64 万円／坪〉）	
現況地目	雑種地		実測地積		333.42㎡〈100.85 坪〉			
用途地域	第二種中高層住居専用地域		建ぺい率		60%	容積率	200%	
その他制限	・宅地造成等工事規制区域 ・景観計画重点地区（一般区域） ・居住誘導区域							
供給処 理状況	電 気	可 ・ 不可		都市ガス	可 ・ 不可			
	上水道	可 ・ 不可		下水道	可 ・ 不可			
交通機関	バス	八木小学校前バス停		約 550 m	徒歩 7 分			
公 共 機 関 ま での 距 離 （直線距離）	区役所	南西方　約 2.6 km		郵便局	西方　約 0.6 km			
	小学校	北方　約 0.4 km		中学校	南方　約 0.2 km			
参 考 事 項	・本物件は、都心部の北東約10.9kmに位置し、東側に太田川が流れており、周辺は戸建て住宅、アパート等が混在する住宅地域です。 ・構築物（上屋、井戸、フェンス等）付きです。 ・最低売却価格は、構築物の撤去費相当額を控除しています。 ・敷地内の一部が土砂災害警戒区域内です。 ・洪水浸水想定（計画規模）5.0m～10.0m未満の区域（太田川）にあります。 ・当該用地のフェンス砕石基礎部分の一部が隣接地へ越境しているため、隣接地の基礎に影響が出ないようにしてください。							

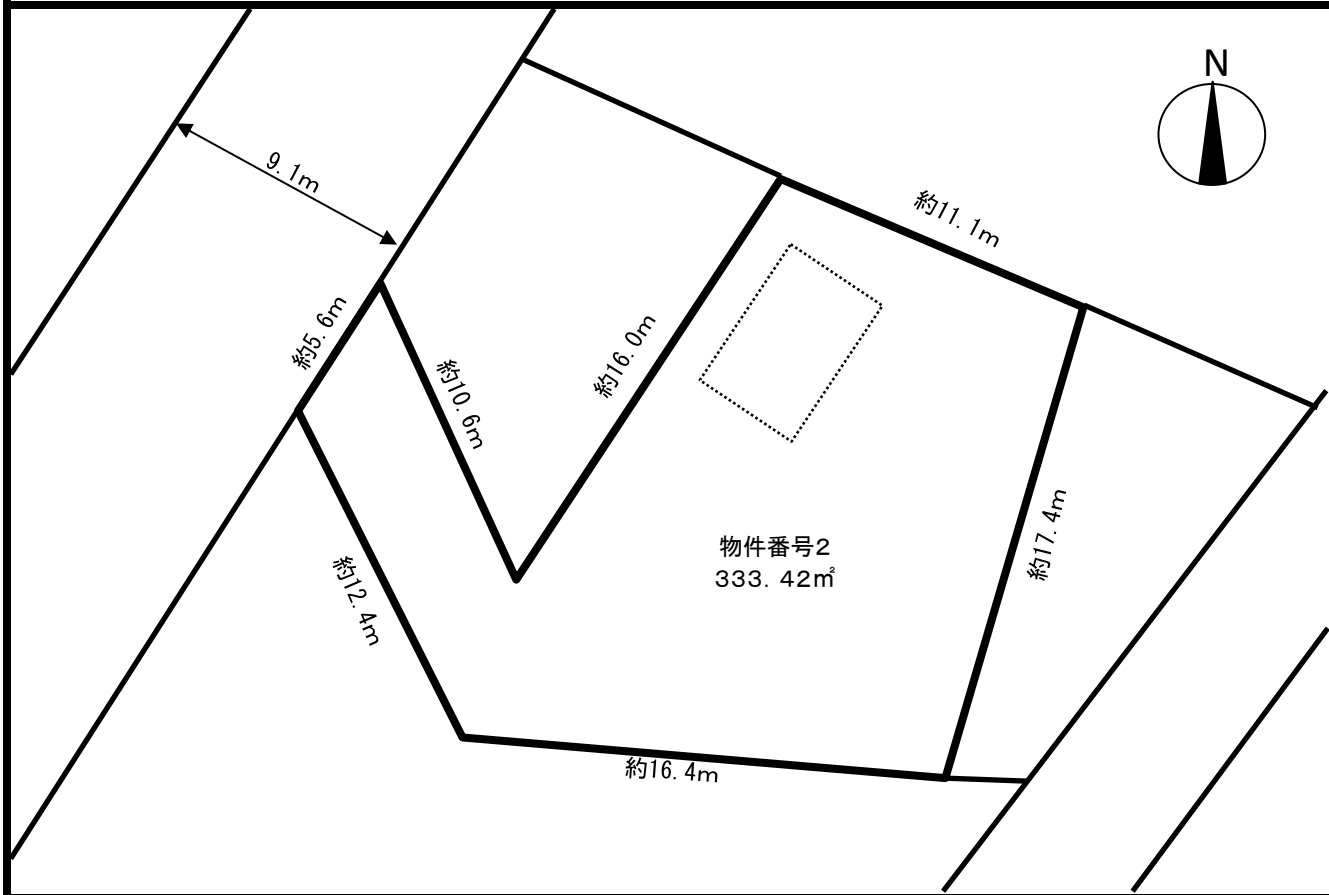
※ 単価及び坪面積は、計算により割り出した値です。

問い合わせ先	水道局技術部調整課庶務係 直通電話 082-511-6842
--------	--------------------------------

案内図



明細図



入札後資格確認型一般競争入札実施要領

「入札後資格確認型一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、あらかじめ公表している最低売却価格（予定価格）以上で最高の価格をもって入札した者を落札候補者（契約予定者）とし、その後、この落札候補者の資格確認を行い、資格が有ると確認できた場合に落札者と決定し、売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご承知の上、ご希望の物件の入札に参加してください。

※ 入札後に落札者名等を開示する場合があります。

公表する場合は、

資格確認中は、個人・法人の別、落札予定額を開示します。

資格確認後は、法人名（個人名は公表しません）、落札額を開示します。

1. 売却物件及び最低売却価格（予定価格）等

売却物件 2区画

物件及び最低売却価格（予定価格）については、売却物件一覧表をご覧ください。

2. 入札参加者の資格

(1) 入札の参加者となることができるのは、個人又は法人です。

（注）2名以上の連名（共有）での入札も可能です。

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。

① 市税を滞納している者

② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

④ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

⑤ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

⑥ 次に掲げる事項の一つに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、代価の額を契約の後に確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 前各事項の一つに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑦ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

3 入札参加に当たっての留意事項

- (1) 入札参加の事前受付
事前受付はありません。ご希望の物件の入札に、直接、参加してください。
 - (2) 入札参加に当たっての留意事項
 - ① 複数の物件がある場合には、1者（法人を含む。以下同じ。）が複数の物件の入札に参加することができます。
 - ② 共有で入札に参加される場合は、共有予定者全員が連名で入札してください。共有の持分割合を除き、入札後に共有予定者を変更することはできません。
 - ③ 入札に参加しようとする者は、入札前に必ず物件の下見をして現況を確認してください。
 - ④ 物件の説明、又は測量図等の閲覧を希望される方は、売却担当課までお申し出ください。
売却担当課
- 物件番号 1 番
広島市財政局管財課（広島市役所本庁舎 9 階） 電話 0 8 2 - 5 0 4 - 2 3 2 0
- 物件番号 2 番
広島市水道局技術部調整課（広島市水道局基町庁舎 5 階） 電話 0 8 2 - 5 1 1 - 6 8 4 2

4 入札・開札の日時・場所

- (1) 入札日・入札開始時間
売却物件一覧表の入札日時をご確認ください。
- (2) 開札時間
各入札締切り後即時
- (3) 入札・開札場所
広島市中区役所 2 階 会議室（広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号）
（注）駐車場が混み合いますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- (4) 留意事項
 - ① 入札開始時間に遅れた方は、入札に参加できません。
 - ② 入札参加者（代理人を含む。）以外の方は、入札会場に入れません。

5 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付
入札参加者は、所定の入札保証金納書（第 1 号様式 3 1 ページ）により、入札保証金を入札の直前に納付しなければなりません。
- (2) 入札保証金の金額等
金 額 定額 5 万円
 - ・現金で納付してください（小切手不可）。
 - ・1 万円札で納付してください。

6 入札方法

- (1) 入札の方法
 - ① 入札参加者は、上記 5 により、入札保証金を納付してください。

- ② 入札参加者は、所定の入札書（第2号様式32ページ）に必要な事項を記載し、押印（原則として、印鑑登録済みの印（実印））の上、提出してください。

個人又は法人の代表者が実印以外の印を使用して入札に参加される場合は、その使用印について使用印鑑届（第3号様式33ページ）を提出してください。

- ③ 入札は、代理人が行うことができます。この場合、物件ごとに委任状（第4号様式34ページ）を提出してください。法人で代表者以外の者（従業員など）が入札に参加される場合は、委任状が必要です。

入札書には、この委任状に記された代理人が、記名・押印することになります。（代理人が入札時に使用する印鑑は、委任状で届け出た代理人使用印鑑（認印を使用可能）です。）。

(2) 入札金額

入札金額は、契約希望価格の総額を記載してください。

(3) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書換え、差換え、撤回をすることはできません。

(4) 入札回数

入札回数は1回です。あらかじめ最低売却価格（予定価格）を公表しているため、再入札はありません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- ① 広島市が定める最低売却価格（予定価格）を下回る金額で入札したもの（最低売却価格（予定価格）と同額以上であれば有効です。）。
- ② 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの。
なお、入札参加資格については、入札後に確認します。
- ③ 入札保証金が不足するもの。
- ④ 入札書に記名押印がないもの （実印（使用印鑑届・委任状を提出している場合は届け出た使用印鑑）以外の印を押印したものも無効です。）。
- ⑤ 入札書の記入文字が明確でないもの。
- ⑥ 入札金額を訂正したもの。
- ⑦ 一つの入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの。
- ⑧ その他入札に関する条件に違反したもの。

7. 入札保証金の返還等

(1) 入札保証金の返還等

- ① 落札者以外の者が納付した入札保証金は、後日の落札者決定後、口座振替により返還します。
所定の口座振替依頼票（様式36ページ）に必要な事項を記載して提出してください。
- ② 落札者の決定は、令和8年11月下旬の予定です。広島市契約規則の規定に基づき、落札者の決定まで、入札参加者全員の入札保証金は返還されません（③の場合を除く）。
- ③ 開札後、入札会場で資格確認審査辞退届（第5号様式35ページ）を提出した者には、その場で入札保証金領収証書（入札保証金納書の下側部分）と引換えに返還します。ただし、資格確認審査辞退届を提出した場合、入札は無効となります。
なお、営利法人又は個人事業者は領収証書に200円の収入印紙を貼付してください。
後日、資格確認審査辞退届を提出した者には、口座振替により返還します。
- ④ 落札候補者が、資格確認申請書等を提出した後で、落札者と決定する前に入札参加資格確認審査を辞退する旨を申し出ても、入札保証金は返還されず、広島市に帰属します。

⑤ 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金（手付金）に振り替えます。また、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、当該代金の一部に充当します（「12 売買代金の支払い」参照）。

⑥ 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

(2) 入札保証金の帰属

落札者が契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、広島市に帰属することとなります。

8. 落札候補者（契約予定者）の決定

(1) 落札候補者（契約予定者）

最低売却価格（予定価格）以上で最高の価格をもって入札した者を落札候補者（契約予定者）とします。

落札候補者（契約予定者）となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき落札候補者（契約予定者）を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない広島市職員にくじを引かせます。

(2) 入札打ち切り

開札したときに、最低売却価格以上の価格の入札がない場合は、入札を打ち切ります。

(3) 開札結果の発表

開札したときに、落札候補者がある場合は最高価格の入札金額を、落札候補者がいない場合は、その旨を発表します。

なお、最高価格以外の入札金額や順位等は発表しません。

9. 資格確認

(1) 落札候補者は、次の書類を売却担当課（物件番号1番：財政局管財課、物件番号2番：水道局技術部調整課）に提出してください。

なお、提出期限までに書類を提出できない場合は、入札を無効とします。

① 提出期限

令和8年10月28日（水）午後5時まで

② 提出書類

ア 個人の場合

（ア） 資格確認申請書

（イ） 印鑑登録証明書 1通

（ウ） 身分証明書（外国人の方は住民票の写し） 1通

（エ） 市税の納税証明書（滞納がない旨） 1通

（注）（イ）及び（ウ）は、発行後3か月以内のもの。

身分証明書は本籍地の市町村で発行されます。

連名（共有）で入札した場合は、入札者全員の書類が必要です。

イ 法人の場合

（ア） 資格確認申請書

（イ） 印鑑証明書 1通

（ウ） 役員名簿

（エ） 市税の納税証明書（滞納がない旨） 1通

(注) (イ) は、発行後3か月以内のもの。

連名（共有）で入札した場合は、入札者全員の書類が必要です。

- (2) 資格確認申請書等を提出した落札候補者について、資格確認を実施します。資格確認には、3週間程度の日数を要します。
- (3) 資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を、落札者として決定します。
- (4) 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書等を提出できない場合、及び資格が無いことを確認した場合には、2番目に高い金額で入札した者を落札候補者とし、同じ手順で資格確認を行います。
- (5) 以下同様に、入札金額の高い者から順に落札候補者とし、資格を確認の上、落札者として決定します。

【注意事項】

開札後、資格確認審査辞退届を提出した者は、落札候補者になれません。

1.0 売買契約の締結

- (1) 落札者は、落札者決定の日（令和8年11月下旬（予定））から5日を経過する日までに売買契約を締結していただきます（土地売買契約書（見本）16～19ページ参照）。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。

1.1 落札者が売買契約を締結しないとき

- (1) 入札保証金
落札者が売買契約を締結しない場合は、入札保証金は返還されず、広島市に帰属します。
- (2) 落札者が売買契約を締結しない場合の取扱い
 - ① 高い金額で入札した者から順番に、落札者の落札金額で契約できるか交渉し、契約できる場合は、この者と随意契約します。なお、開札後、資格確認審査辞退届を提出した者は、随意契約の相手方になれません。
 - ② 随意契約する者がいない場合は、再度入札を実施します。なお、最低売却価格や入札参加資格に変更はありません。

また、再度入札を実施する場合は、当該物件の入札において、資格確認審査辞退届を提出した落札候補者及び契約を締結しなかった落札者は、入札に参加できません。

1.2 売買代金の支払い

- (1) 売買代金は、契約締結時に売買代金の100分の10以上を契約保証金として支払い、残金を契約締結日から2か月以内に支払っていただきます。
なお、契約締結時に売買代金全額を支払うこともできます。
- (2) 売買代金及び契約保証金は、広島市が発行する納入通知書により支払っていただきます。
- (3) 契約締結時に納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
- (4) 落札者が支払期限までに売買代金を支払わないときなど、落札者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたときは、契約保証金は返還されず、広島市に帰属します。

1.3 所有権の移転・物件の引渡し

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。

- (注) 物件は、現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後に広島市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

1.4 契約上の主な特約

売却物件の売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただきます。

- (1) 禁止する用途
- ① 契約締結の日から5年間、売却物件を暴力団等がその活動に利用する等公序良俗に反する用及び風俗営業等の業務の用に使用することを禁止します。
- (注)「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員をいい、「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。
- ② 売却物件について、所有権を第三者に移転する場合又は第三者に対して権利を設定する場合において、新たに所有権を取得する者等に上記①の条件を書面により引き継いでいただきます。
- (2) 違約金
- 落札者が上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を広島市に支払わなければなりません。
- (3) 実地調査
- 上記(1)の条件の履行状況を確認するため、随時、土地の利用状況について実地調査を行うことがあります。実地調査の際には、落札者に協力していただくこととなります。
- (4) 売買契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて落札者の負担となります。

1.5 その他

- (1) 現地の確認等
- ① 必ず事前に現地を確認してください。物件には看板を設置しています。
- ② 現地を確認されるときには、周辺の迷惑とならないよう十分留意してください。
- ③ 物件によっては宅盤と接面道路に高低差がありますので、注意してください。
- ④ 測量図等の閲覧を希望される方は、売却担当課までお申し出ください。

1.6 先着順による売却（常時公募売却）

- (1) 先着順による売却
- 今回の入札で、入札が無かった物件は、常時公募売却に移行します。
- 常時公募売却では、購入希望者に見積書を提出していただき、最低売却価格（予定価格）以上で見積もられた方を落札候補者（契約予定者）とし、資格確認を行い資格を有する場合に、売却の相手方と決定します。
- ① 売却価格
- 最低売却価格以上で売却します。
- ② 申込資格
- 「2 入札参加者の資格」の資格が必要となります。
- なお、当該物件の入札において、資格確認審査辞退届を提出した落札候補者及び契約を締結し

なかった落札者は、申込できません。

③ 申込受付期間

令和8年12月下旬～令和9年6月下旬（予定）

午前9時30分～午後5時（閉庁日（土曜、日曜、祝日等）を除く。）

申込当日の午前9時30分時点で、下記の受付場所に、同じ物件の申込者が複数いる場合は、申込者全員による見積合わせを行い、見積金額の最も高い者を落札候補者とします。

④ 申込受付場所（売却担当課）

○物件番号1番

広島市財政局管財課（広島市役所本庁舎9階） 電話082-504-2320

○物件番号2番

広島市水道局技術部調整課（広島市水道局基町庁舎5階） 電話082-511-6842

申込みに必要な書類は売却担当課で配布します。購入を希望される方はお問い合わせください。

1.7 入札の際に必要な書類等

- (1) 入札保証金
5万円（1万円札5枚、小切手は不可）
- (2) 入札保証金納書（第1号様式31ページ）
- (3) 入札書（第2号様式32ページ）
- (4) 実印又は使用印鑑（使用印鑑届又は委任状を提出する場合）
- (5) 使用印鑑届（実印以外の印を使用する場合）（第3号様式33ページ）
- (6) 委任状（代理人が入札する場合）（第4号様式34ページ）
- (7) 資格確認審査辞退届（入札の権利を辞退して入札保証金の返還を受ける場合）（第5号様式35ページ）
- (8) 200円の収入印紙（営利法人又は個人事業者で入札日に入札保証金の返還を受ける場合）
- (9) 口座振替依頼票（後日入札保証金の返還を受ける場合）（様式36ページ）

1.8 入札の事例

- (1) 〔例〕 最低売却価格（予定価格）2,000万円、入札者5人（A、B、C、D、E）の場合
 - ① 入札者A、B、C、D、Eは入札保証金を納付
 - ② 入札
 - A：2,300万円（最高価格入札者）
 - B：2,200万円
 - C：2,100万円
 - D：2,000万円
 - E：1,900万円（予定価格を下回るため無効）
 - ※ 最高価格入札者以外の入札金額は発表しません。
- ③ 最高価格2,300万円を発表
 - ・ 落札候補者をAと決定
 - ・ Eの入札は無効のため、入札保証金を返還
- ④ B、C、Dのうち、Cが、資格確認審査辞退届を提出した場合、Cの入札は無効となり、Cに入札保証金を返還
- ⑤ Aの資格確認を実施

- ⑥ Aが資格を有すると確認したときに、Aを落札者と決定
- ⑦ 落札者が決定したため、B、Dに入札保証金を返還
- ⑧ Aと売買契約を締結（契約保証金を納付又は売買代金を一括して納付）

19 入札会場案内図等

広島市中区役所 2階 会議室
 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号



お知らせ

本募集案内の内容や物件の写真は、「広島市有地売却」でインターネット検索していただき、「広島市ー01 広島市有地売却・貸付のご案内」からご覧になることができます。
 また、各様式も、このWeb サイトからダウンロードできます。

土地売買契約書（見本）

広島市（以下「売出人」という。）と〇〇 〇〇（以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売出人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおり。

所在地	地番	地目	公簿地積	実測地積
			m ²	m ²
広島市〇〇区〇〇〇丁目	〇〇番〇	宅地	0,000.00	0,000.00

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

（代金の支払い）

※ 契約時に一括支払する場合

第4条 買受人は、売買代金を、売出人の発行する納入通知書により、この契約締結と同時に売出人に支払わなければならない。

※ 契約時に契約保証金を支払い、残金を令和〇〇年〇〇月〇〇日までに支払う場合

第4条 買受人は、売買代金を次により売出人に支払わなければならない。

(1) この契約締結と同時に契約保証金として金（ 売買代金の1割以上 ）円を売出人の発行する納入通知書により支払うこと。

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日までに金（ 残 金 ）円を売出人の発行する納入通知書により支払うこと。

2 契約保証金は、前項第2号の金額を完納したときに、売出人において売買代金に充当するものとする。

3 買受人が第1項第2号の代金の支払いを怠ったときは、売出人は何らの通知催告を要せず本契約を解除できる。この場合、契約保証金は売出人に帰属するものとする。

（登記嘱託等）

※ 契約時に一括支払する場合

第5条 買受人は、この契約締結の際に、所有権の移転登記に必要な関係書類及び登録免許税相当額を納付した現金領収証書を、売出人に提出しなければならない。

※ 契約時に契約保証金を支払う場合

第5条 買受人は、前条第1項第2号に定める金額を支払う際に、所有権の移転登記に必要な関係書類及び登録免許税相当額を納付した現金領収証書を、売出人に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納した時に買受人に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 売払人は、前条の規定により所有権が買受人に移転した時に売買物件を引き渡す。

2 買受人は、売買物件の引き渡しを受けたときは、売払人の定めるところにより直ちに受領書を売払人に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 買受人は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に売払人に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売払人又は買受人は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 修補をする場合において、売払人は、買受人に不相当な負担を課すものでないときは、買受人が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売払人は修補責任を負わない。

(3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買受人は、売払人に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、買受人が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、買受人は、売払人に対して、代金減額を請求することはできない。

3 買受人が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売払人は本条の責任を負わない。

(禁止用途)

第9条 買受人は、この契約締結の日から5年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

2 買受人は、この契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。

3 買受人は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、第1項及び前項に定める使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに反する使用をさせてはならない。

4 買受人は、売買物件について第三者に対して権利を設定する場合においても、当該第三者に対して第1項及び第2項の定めに反する使用をさせてはならない。

(実地調査等)

第10条 売払人は、買受人の前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は買受人に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、買受人は調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 売払人は、買受人が正当な事由なく第9条に定める義務に違反したときは、金（ 売買代金の3割 ）円の違約金を買受人に請求することができる。買受人は売払人から請求があった場合、これを支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 売払人は、前条に定める解除権(第4条3項に規定するものを除く)を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(買受人の原状回復義務)

第14条 買受人は、売払人が第12条の規定により解除権を行使したときは、直ちに売買物件を契約時の状態に復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

3 買受人は、第1項に定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 買受人は、この契約に定める義務を履行せず、売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第16条 売払人は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第11条に定める違約金又は第14条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を売払人に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

※ 共同購入する場合、次の条文を加え、以下1条ずつ繰り下げる。

(共同購入)

第17条 買受人は、この土地を共同して購入する場合には、この契約に定める債権については共同して行使し、債務については連帯してこれを行うものとする。

2 売払人の買受人に対する通知、この土地の引き渡し等は、買受人のうち一人に対して行えば足るものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 この契約に関し疑義があるときは、売払人及び買受人が協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、売払人の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、売払人及び買受人が記名押印のうえ、各その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市
代表者 広島市長 松 井 一 實

買受人 住所
氏名

※連名で購入する場合

買受人 共有持分○分の○
住所
氏名

共有持分○分の○
住所
氏名

入札に必要な書類の記入例

- 1 記入例 入札保証金納書（第 1 号様式）
- 2 記入例 入札書（第 2 号様式）
- 3 記入例 使用印鑑届（第 3 号様式）

入札者が、印鑑登録済みの印（実印）以外の別の印を入札で使用する場合に提出が必要です。
- 4 記入例 委任状（第 4 号様式）

入札者の代理人が入札する場合に提出が必要です。
- 5 記入例 資格確認審査辞退届（第 5 号様式）
- 6 記入例 口座振替依頼票

記入例 (本人)

受付番号

入札保証金納書

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

納付者住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名
〔又は法人名〕 管財 太郎
代表者名

代理人氏名

物件番号 〇

物件所在地(地番) 広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇

上記物件に対する入札保証金として次の金額を納付します。

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

※入札保証金の額は、物件ごとに定められた金額を納入してください。

※金額の頭に、¥マークを記入してください。

入札保証金領収証書



入札会場で入札保証
金を受取らない場合、
印紙を貼る必要はあり
ません。

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市出納員
広島市事務吏員様

※開札後、入札会場で入札保証
金の返還を受ける場合に、記入し
てください。

出納員支払印

受取人住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名
〔又は法人名〕 管財 太郎
代表者名

記入例 (代理人)

受付番号

入札保証金納書

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

納付者住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 管財興業株式会社
 [又は法人名] 代表取締役 管財 太郎
 代表者名

代理人氏名 広島 一郎

物件番号 〇

物件所在地(地番) 広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇

上記物件に対する入札保証金として次の金額を納付します。

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

※入札保証金の額は、物件ごとに定められた金額を納入してください。

※金額の頭に、¥マークを記入してください。

入札保証金領収証書



入札会場で入札保証
 金を受取らない場合、
 印紙を貼る必要はあり
 ません

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市出納員
 広島市事務吏員様

※開札後、入札会場で入札保証
 金の返還を受ける場合に、記入し
 てください。

出納員支払印

受取人住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 管財興業株式会社
 [又は法人名] 代表取締役 管財 太郎
 代表者名

代理人氏名 広島 一郎

※収入印紙は、営利法人又は個人事業者の場合に必要です。

記入例(本人)

(第2号様式)

入札書

受付番号

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長

入札者

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名
〔又は法人名
代表者名〕

管財 太郎

管財
太郎

代理人氏名

実印又は使用印鑑を押印

印

広島市契約規則及び売買契約書その他契約条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

物件番号 〇

物件所在地(地番) 広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(注)

- 1 印鑑登録済みの印(実印)を押印してください。
- 2 使用印鑑届を提出される場合は、使用印鑑を押印してください。
- 3 委任状を提出される場合は、代理人使用印鑑を押印してください。
- 4 入札金額の頭に、¥マークを記入してください。
- 5 入札金額は訂正できません。

記入例(代理人)

(第2号様式)

入 札 書

受付番号

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長

入札者

住 所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏 名 管財興業株式会社
 (又は法人名) 代表取締役 管財 太郎 ~~〇~~
 (代表者名)

代理人氏名 広島 一郎
 代理人使用印鑑を押印

広島

広島市契約規則及び売買契約書その他契約条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

物件番号 〇

物件所在地(地番) 広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(注)

- 1 印鑑登録済みの印(実印)を押印してください。
- 2 使用印鑑届を提出される場合は、使用印鑑を押印してください。
- 3 委任状を提出される場合は、代理人使用印鑑を押印してください。
- 4 入札金額の頭に、¥マークを記入してください。
- 5 入札金額は訂正できません。

記入例
使用印鑑届

(第3号様式)

受付番号

本人が、使用印鑑で入札に参加する場合に、
この書類を提出してください。

令和○年 ○○月 ○○日

広島市長

入札者	
住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
氏名 〔又は法人名 代表者名〕	管財 太郎
	 実印

私は、下記物件にかかる売却の一般競争入札において、次の印鑑を使用しますので届け
出ます。

記

物件番号	所在地（地番）
○	広島市○区○○町○丁目○○番○

使用印鑑
 入札で使用する印鑑 を押印してください。

(注) 使用印鑑届は、物件ごとに提出してください。

記入例

(第4号様式)

委任状

受付番号

令和〇年〇〇月〇〇日

(提出先)
広島市長

委任者（委任した人）

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
氏名 管財 太郎
〔又は法人名〕
〔代表者名〕

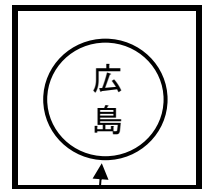
管財太郎 実印

私は、次の者を代理人と定め、下記物件にかかる売却の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限（入札保証金の返還請求及び受領は入札日当日に限る。）を委任します。

代理人（委任された人）

住所 広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇号
氏名 広島 一郎
昭和・平成・西暦
生年月日 〇〇年 〇月 〇〇日生

代理人使用印鑑



入札で使用する印鑑を押印してください。
代理人の実印を使用する必要はありません。

記

物件番号	所在地（地番）
〇	広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇

(注) 委任者の印は、印鑑登録済みの印を使用してください。
代理人の印は、入札時に使用する印としてください。
委任状は、物件ごとに提出してください。

記入例（本人）
資格確認審査辞退届

（第5号様式）

受付番号

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長

入札者

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名
〔又は法人名
代表者名〕

管財 太郎

管財
太郎

実印又は使用印鑑を押印

印

代理人氏名

私は、入札が無効になることを了解した上で、下記の物件について、入札の権利及び入札参加資格確認審査を辞退します。

記

物件番号	所在地（地番）
○	広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇

（注）入札終了後に提出する場合は、入札者の住所・氏名を記入し、実印を押印してください。

記入例（代理人）

（第5号様式）

資格確認審査辞退届

受付番号

代理人が、入札会場で入札保証金の返還を受ける場合

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長

入札者

住所 広島市△区△△町△丁目△△番△号

氏名
（又は法人名
代表者名）

管財 太郎

ⓧ

代理人氏名

広島 一郎

代理人使用印鑑を押印

広島

私は、入札が無効になることを了解した上で、下記の物件について、入札の権利及び入札参加資格確認審査を辞退します。

記

物件番号	所在地（地番）
○	広島市○区○○町○丁目○○番○

（注）入札終了後に提出する場合は、入札者の住所・氏名を記入し、実印を押印してください。

記入例

口座振替依頼票（振替依頼人用控）

広島市(区)会計管理者

支払金は下記の預金口座に振替えてください。

令和××年××月××日

振替依頼人	(法人等は所在地) 住所	広島市△区△△町△丁目△△番△号																
	(法人等は名称) 氏名	管財 太郎																
	(法人等のみ記入) 代表者職・氏名																	
振替先	金融機関名	〇〇〇〇										銀行 組合	金庫 農協	金融機関コード	△	△	△	△
	店舗名	〇〇支										店 所	店番	□	□	□		
	預金種別	①	普 通	2	当 座	口 座 番 号				0	1	2	3	4	5	6		
	口座名義 (カナ)	カ ン サ イ タ ロ																
支払金	金 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円																
	内 訳	仕 訳 番 号																

注 意 振替先口座は、振替依頼人本人名義の口座に限ります。

後日、口座振替で入札保証金を返還する場合に、この書類を提出してください。

（あて先） 口座振替依頼票（個別入力票）

広島市(区)会計管理者

支払金は下記の預金口座に振替えてください。

令和××年××月××日

振替依頼人	(法人等は所在地) 住所	広島市△区△△町△丁目△△番△号																
	(法人等は名称) 氏名	管財 太郎																
	(法人等のみ記入) 代表者職・氏名																	
振替先	金融機関名	〇〇〇〇										銀行 組合	金庫 農協	金融機関コード	△	△	△	△
	店舗名	〇〇支										店 所	店番	□	□	□		
	預金種別	①	普 通	2	当 座	口 座 番 号				0	1	2	3	4	5	6		
	口座名義 (カナ)	カ ン サ イ タ ロ																
支払金	金 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円																
	内 訳	仕 訳 番 号																

注 意 振替先口座は、振替依頼人本人名義の口座に限ります。

入札に必要な書類 (様式集)

1 入札保証金納書（第1号様式）

2 入札書（第2号様式）

3 使用印鑑届（第3号様式）

入札者が、印鑑登録済みの印（実印）以外の別の印を入札で使用する場合に提出が必要です。

4 委任状（第4号様式）

入札者の代理人が入札する場合に提出が必要です。

5 資格確認審査辞退届（第5号様式）

6 口座振替依頼票

〔説 明〕

- 1 各種様式は切り取って使用してください。
- 2 複数の物件に入札する場合は、各種様式を複写して使用してください。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。